

大分県精福会 号外
令和2年1月24日

各 位

公益社団法人 大分県精神保健福祉会
会長 神田 弘法
(公印省略)

精神障がい者に対するタクシー運賃割引に関するお知らせ

標記の件で、大分県タクシー協会と大分県から緊急に連絡がはりましたのでお知らせします。

当会は長年タクシー運賃割引の要望協議を大分県タクシー協会と重ねて参りましたが、やっと本年2月1日から実現するようになりました。

これで、県内のバスとタクシーについては、他障がいと同じサービスが受けられるようになりました。

このように一歩一歩三障害一元化に沿って、格差是正が図られております。さて、タクシーの利用にあっては次の点にご注意ください。

記

1. 開始時期 令和2年2月1日（土）から
2. 対象タクシー 大分県タクシー協会所属のタクシー会社と
 個人タクシー（県内ほとんどのタクシーが対象）
3. 注意事項
 - ① 乗車時に障がい者割引の対象タクシーか確認して下さい。
 - ② 降りるときに精神障害者保健福祉手帳を提示して下さい。
 これを持っていないと割引が受けられません。
4. 割引率 乗車運賃の10%引き